

特殊勤務手当のうち「損傷著しい死体取扱い」の作業に係る手当の運用について（例規）

〔昭和61年4月1日〕  
兵警務例規第9号

警察職員の特種勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）第2条の表に規定する「損傷著しい死体取扱い」の作業に係る手当の運用について下記のように定め、昭和61年4月1日から実施する。

記

「損傷著しい死体取扱い」の作業に係る手当は、次のいずれかに該当する死体を取り扱う作業に従事した者に支給するものとする。

- 1 手足、頭部又は胸腹部が離断している死体
- 2 頭部が挫滅している死体
- 3 脳又は臓器が飛び出している死体
- 4 焼き焦げ、又は焼けただれている死体
- 5 骨が露出するなど著しく損傷している死体
- 6 腐敗の進行により表皮が容易にはがれる状態の死体又はこの状態より更に死後経過が進行した死体（完全に白骨化したものを除く。）